

強化モニタリング対象国・地域
2020年2月21日（於：パリ）

（仮訳）

強化モニタリング対象国・地域は、資金洗浄、テロ資金供与及び拡散金融の対策体制における戦略上の欠陥に対処するためにFATFと活発に協働している。ある国をFATFが強化モニタリング対象に据えることは、その国が、特定された戦略上の欠陥を合意した期間内に迅速に解決することにコミットし、強化モニタリング対象に服することを意味する。このリストは対外的に、しばしばグレイリストと呼ばれる。

FATF及びFSRB（FATF型地域体）は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された戦略上の欠陥への対処に関する進捗報告を継続する。FATFは、これらの国・地域に対し、合意したアクションプランの迅速かつ提案された期間での履行を要請する。FATFは、これら国・地域のコミットメントを歓迎し、進捗状況を注意深く監視する。FATFはこれらの国・地域に対する強化された顧客管理の適用を求めるが、加盟国に対し以下に提示するリスク分析に関する情報について考慮することを懇願する。

FATFは、資金洗浄、テロ資金供与及び拡散金融の対策体制における戦略上の欠陥を有する、更なる国・地域の特定を継続していく。未だ多くの国・地域が、FATF及びFSRBによる検証を受けていない。

戦略上の欠陥を有する国	モニタリング対象から除外される国
アルバニア バハマ バルバドス ボツワナ カンボジア ガーナ アイスランド ジャマイカ モーリシャス モンゴル ミャンマー ニカラグア パキスタン パナマ シリア ウガンダ	トリニダード・トバゴ

イエメン ジンバブエ	
---------------	--

※各国の状況については、原文参照。

https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/fatfhoudou_20200319_3.pdf

(以 上)